

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2025.11.4 VOL17-2

本号の内容

★【特集】今さら聞けない？「補助金事務」

- ① どうして補助金を交付するの？
- ② 補助金の交付とは？
- ③ 交付決定に付す「負担（条件）」とは？
- ④ 額の確定とは？
- ⑤ 補助事業は誰のため？



千葉県 総務部 政策法務課

政策法務班 中庁舎7F

電話 043-223-2166

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

今回は、あるベテラン職員の方による若手職員向けの解説を元に、政策法務に精通した職員の方が再構成し、寄稿いただいた記事を集めます。

重要！【特集】今さら聞けない？「補助金事務」

ニューカマー職員の疑問を解消いたします

《物語のはじまり》

- ▶ 所属の異動で、はじめて「補助金事務」を行うこととなった主事Aさん（ニューカマー職員）は、とても不安。
- ▶ 4月、5月は、前年度事業の支払業務。ほとんど何も考えず、一部分を先輩職員の指示どおりに行っただけであった。
- ▶ このままではいけない。しっかり勉強したいが、引継書や前年度の簿冊などを見ても、正直よく分からない。
- ▶ 担当として、そろそろ、先輩に頼ってばかりいないで事務を行いたい。どうしよう・・・
- ▶ 法律、規則、要綱、マニュアル・・・どれをどう読んだらよいのか。
- ▶ 勇気を出して、とにかく詳しくそうなBさん（ベテラン職員）に相談してみよう！！



- 💡 県庁は、異動すると『転職したのか』と思うくらい仕事が変わることがあります。
- 💡 ただ、補助金は県庁内の多くの課にある共通した業務です。補助金事務に『強く』なることは、仕事をしていく上で『強み』になります。

分からないことは聞きましょう



すみません。正直、補助金のことがよく分かりません。本当は自分で調べたりしなければいけないのは自覚しているのですが、イロハを教えてくださいませんか？



もちろん、いいですよ。分かったふりをしているほうが、むしろ危ないですね。まずは、何を聞きたいですか？

① どうして補助金を交付するの？



そもそも県は、どうして補助金を交付するのでしょうか？



いい質問ですね。「補助金とは何か」ということでもあります。補助金を交付するのは、県民・事業者、県が『望ましい』と思う方向を選んでもらう、『こうしてほしい』と思うことをしてもらうためです。

ポイント 補助金（制度）は、補助金というインセンティブ（誘因）で対象者を誘導し、行政目的（行政が望むこと）を達成しようとする行政手法*の1つ。

*行政手法とは？

行政が、課題を解決するために採用し実施する方策。

「条例を制定して規制する」、「施設の設置基準を定める」、「事業を委託する」、「行政指導する」・・・など様々。組み合わせて用いることもあります。

 すみません。ちょっと難しいです。私が担当している福祉分野なら少しはイメージできるのですが、どういう事例がありますか？

 例えば、以下のような補助金があります。

- 子供の安全のため保育所の耐震化を進めたい
→多額になることが想定される事業費の一部を補助して耐震化工事に着手するよう誘導
- 不足している特別養護老人ホームを増やしたい
→手厚く補助して特別養護老人ホームを新設するよう誘導

 だいぶイメージがわいてきました。新型コロナが蔓延したときも、多額の補助金を出したと聞いたことを思い出しました。

 そうそう。ありましたよ。

- 新型コロナウイルス感染症で、対応する医療機関を増やしたい
→コロナ対応に必要な資機材を確保するために要する費用を補助率10/10で補助

 100%ですか。すごいですね。これなら、どんな事業者でも実施してくれそうですね。

 補助率10/10の事例は、上限額の設定はあったものの、通常はあり得ない率です。それほど「強い誘導」が必要であった事例ということです。

ポイント 補助金の補助率が高いほど、自己負担が少なくなるため、県民・事業者に、「行政が望む方向」を選択してもらいやすくなります。

行政は、その課題を解決する必要性が高ければ高いほど、補助率を高く設定したり、交付額を多くしたりして、強く誘導しようとします。

 ほんとうに色々なケースがありそうですね。行政というと、権利制限などの規制が思い浮かびますが、それとは関係なくて、とにかくお金で誘導することなのですね？

 ちょっと難しくなるけど、そんな単純なことではないのです。具体例で説明しますね。

以前、認定こども園の送迎バスで、取り残された子供が亡くなる痛ましい事故があって、国が送迎用バス等への安全装置の装備を義務化しました。この規制に合わせ、国はバスの安全装置の導入支援（補助）予算を確保し、1年の猶予期間中に導入するよう支援を制度化したのです。

これは、行政が行政目的（子供の安全確保）のために、「規制」（装置の義務化）という行政手法と、規制の対象者（送迎バスを有する幼稚園等の事業者）がその規制に対応するために必要となる費用を「補助」という行政手法を組み合わせたものです。

 行政手法の組合せですか。単純でないことが分かりました。なかなかプロっぽいです。

 他にも行政手法を組み合わせて、より効果的に課題を解決していく事例はあります。

今回のケースでは、急激な規制の影響を緩和し、かつ、規制の実効性を高める（迅速な装置導入）ため、「規制」と「補助」を組み合わせたものです。

 「補助金」の意味が、少しですがイメージできました。ありがとうございます。

ポイント あなたが担当している補助金はどのような課題解決のためなのか、新たにどんな補助制度を作れば課題解決できそうかなど、考えてみましょう！



②補助金の交付とは？

 最近、先輩から「法的根拠は？」とよく聞かれます。そもそもの話で恐縮ですが、県はどうして補助金を交付することができるのでしょうか？

 地方公共団体の補助金については、地方自治法第232条の2に、支出の根拠が定められています。

地方自治法

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

 なるほど。つまり、公益上必要があれば補助できるということですね。反対に、公益上必要がなければ補助できないとも読めます。

でも、新たな疑問点も出てきました。ひとつは、国の場合はどうなのかということです。もうひとつは、どのようなルールにのっとって補助をしたらよいのかということです。

 鋭い質問ですね。ちょっと長くなりますが、丁寧に解説しますね。

まず、国の補助金には、自治法第232条の2に対応するような一般的な法令上の根拠はありません

が、補助金を交付する手続については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（いわゆる「補助金等適正化法」）にのっとり行われます。

一方、千葉県の補助金の手続は、補助金等適正化法に相当する、『千葉県補助金等交付規則』にのっとりことになります。財源が国庫補助金であっても、県の支出として交付する補助金の事務は、全て県の補助金等交付規則を根拠として行うことになります。

 根拠が違って、結局は同じ補助金としか思えないのですが・・・。

 難しくなるけど、補助金の交付の法的位置付けが異なります。

国の補助金の交付決定は、『行政処分』です。その理由は、国の交付決定は法律に基づくため、補助事業者をいわば一方的・強制的に拘束できる性質を有しているためです。

 ……ということは、県の補助金の交付決定は、行政処分ではないということなのでしょう。

 すごい。察しが良いですね。千葉県の補助金の交付決定は、規則*に基づくため処分性はなく、補助事業者を法的に拘束することはできない、『負担付贈与契約』とされています。

*規則とは？

いろいろな性格のものがありますが、規則は、地方公共団体の長が『その権限に属する事務について定める』もので、一般的には『内部的な定め』とされているため、補助金等交付規則で県民に何かを義務付けることはできません。県民に義務を課すには、『法律』や『条例』によらなければなりません。

 なんと、国とは違って「契約」なんですか。条文にはどこにも書いていないのに、驚きました。



ですから、補助事業者と県とは、(負担付) 贈与契約を締結した対等な契約の相手方となります。



対等と言っても、事業はしっかりやってもらわないと困ります。



そうですね。そこで、補助事業者に補助事業を適正に実施してもらうことを担保しているのが、この『負担』ということになります。『条件』だと理解してもらったほうが、分かりやすいかもしれません。

県は、交付決定において、補助金を交付する『負担(条件)』(例えば補助金等交付規則・要綱・申請内容の遵守など)を契約条項として相手方に義務付け、「この負担(条件)を守るなら補助金を交付(贈与)します」、「守らなかったら交付決定を取り消して補助金は交付しません／返してもらいます(契約を解除します)」と約束(契約)しているのです。



国が行政処分で、県が契約。補助事業者がもし条件を破った場合、国と県の取扱いはきっと異なるのでしょうか？



補助事業者が交付決定後、法令や交付決定に付した条件に違反した場合は、交付決定を取り消したり、交付済みの補助金の返還を命じたり、延滞金／加算金を納付させたりする条文が、国の補助金等適正化法にも、県の補助金等交付規則にも、あります。

国の補助金では、この返還命令も行政処分で、交付済みの補助金や加算金・延滞金は、『国税徴収法の例により』、つまり、国自らが税金と同様に、財産の差押えや公売などで強制徴収することができます。

一方、県の補助金の場合は、契約であるため、補助事業者が返還命令に応じない場合は、裁判所へ民事訴訟を提起し返還を求めることになります。

③交付決定に付す 「条件(負担)」とは？



県の補助金の交付決定が『契約』で、『条件』を付けることができるところまで、だいぶ分かりましたが、条件の付け方など、もっと詳しく理解しておきたいです。



さきほど、県の補助金が、法的には『負担付贈与契約』だと説明しました。契約である以上、双方が合意して初めて成立するものですが、『(負担付)贈与契約』は、交付決定の時点で成立します。

事業者からの交付申請は『負担付贈与の申込』、交付決定が『負担付贈与の承諾』になりますので、交付決定により契約が締結されたことになるのです。

▶▶▶国の場合は、交付申請が『行政処分の申請』、交付決定が『行政処分』となります。



でも、交付決定より前に、つまり契約が締結されていないのに、補助事業者が補助事業を始めている場合があります。それは許されるのですか？



委託事業では、事業者が契約締結前に支出した費用を委託料に含めて支払うことはまずありません。

一方で、補助金の場合は、交付決定前に(補助)事業に着手していたり、交付決定前の支出も事業費として計上していたりする補助金が多く存在します。

これが補助金の事務の特殊性で、「交付決定を待っていては補助事業(の完了)が間に合わない」、「補助金の目的から交付決定前の経費も対象としなければ、課題解決にならない」などの理由から、契約成立(交付決定)前の行為も補助金の算定対象にすることを容認し、それも含めた金額で交付決定する場合があります。

例えば工事関係の補助金など、国は「(交付決定前でも)内示後発注は認める」、「『事前着手の承認申請』の承認で早期事業着手を認める」といった

通知を発出し、県でも『内示』や着手の承認を行っている場合がありますが、内示や着手承認は補助金の交付を確約するものではなく、交付決定（契約締結）によってはじめて補助金の交付が県に義務付けられることになります。



補助金の事務の特殊性とのことですが、個別の課題解決の必要性といいますか、目的といいますか、そういったものに照らしてしっかり判断していきたいと思います。

引き続き、負担（条件）についての注意点などがあれば教えてください。



補助金等交付規則第 6 条に、「知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を・・・交付の申請をした者に通知する。」とあります。どうでしょう。交付決定通知に『条件』をしっかりと記載しているでしょうか。

交付決定通知に金額しか記載しておらず、補助事業者が「交付決定（契約成立）時に条件を付されなかった」と主張したらどうでしょう。もちろん、交付決定に至るやりとりを踏まえれば反論はできるかもしれませんが、補助金等交付規則には「交付の決定をしたときは・・・その条件を通知する」と定められています。規則を県民に義務付けることはできないことは以前説明しましたが、県（職員）は自分で定めた規則にのっとって事務を行わなければならない。



国→県→市町村の補助金の場合、国が考えている条件はどのように市町村に伝わっていくのですか？

国から直接、市町村に通知するのは、現実的でない気がします。



国の交付決定通知には、補助金等適正化法第 7 条（補助金等交付規則第 5 条の内容）に記載されている条件が記載されています。

国→県→市町村の補助金の場合、県への交付決定（又は国の要綱）には「県が市町村へ交付決定するときには『〇〇の条件』を付すこと」という条件が付されています。県と市町村間の関係は負担付贈与契約ですから、国は、「県はこの負担（条件）を付すことでしか市町村を拘束できない」ということを踏まえて、県への交付決定に条件を付しているのです。



例えば HP で公表されている「要綱」に条件が明記されていれば、わざわざ補助事業者に個別に通知しなくてもよいものでしょうか？



以前見た交付決定通知に、『〇〇要綱を遵守すること』と記載されているものがありました。

条件が記載された要綱を相手に示していれば、条件を付したことになると思いますが、補助金等交付規則第 5 条では、交付決定に付すべき条件が定められています。また、条件に違反すれば交付決定の取消事由となることを重く受け止めておくべきです。

交付決定で付そうとしている条件が規則にのっとっているか、明確で分かりやすいか、過不足がないか、相手が確実に知り得る方法になっているかなど、十分確認する必要があります。



④額の確定とは？



補助金についてすいぶん詳しくなってきたと思うので、少し具体的な事務のお話をしますね。



ありがとうございます。まだまだ学ばなければならないことがあると、自覚しています。



補助事業が終了すると、補助事業者から実績報告が提出されます。提出を受けたら、担当者は、実績報告の内容を確認し、『確認書』を付して「額の確定」の起案をすることになります。

「額の確定」は、補助金の事務手続の1つですので、規則にしっかり根拠規定があります。



千葉県補助金等交付規則

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。



いろんな段階で「通知」をする必要があるのですね。



通知も大事ですが、第14条には大きく4つの要素があります。

- ①実績報告が交付決定の内容・付した条件に適合するか審査／調査
 - ②適合すると認めるかどうか判断
 - ③認めたときは交付額を確定
 - ④補助事業者へ通知
- となります。

「額の確定」は、③と④の2つの点について、決裁権者に判断を求める手続です。

本庁各課であれば、千葉県事務決裁規程に本庁専決事項が規定されており、額の確定は、金額にかかわらず部長決裁となります。せっくなので、この際に言っておきたいこととして、今後起案をする際には、必ず決裁権者が誰なのかを確認するように心掛けてください。



前例を見るだけでなく、決裁区分を必ず確認するようにしないと、決裁したことにならないという大問題に発展することもあり得ると、以前、先輩に言われたことがあります。補助金事務に限らず、これからも心掛けます。



それならよかった。根拠規定は改正されることもあるため、注意して確認してください。

では、「額の確定」に話を戻しますね。

「額の確定」の起案者は、①について確認書の『確認者』の確認を得た上で、②の判断において適合すると認めたときは、③と④の2つの点について部長の判断を伺うために起案します。



いろいろ判断してもらうことがあって難しそうです。起案の『伺い』には、どのようなことを書いたらよいのでしょうか。



『伺い』は、例えば、「・・・～実績報告があり、内容を審査したところ適当と認められましたので、下記の金額（交付決定額、実績報告額、額の確定額を記載すべき）により、交付額を確定することとしてよろしいか。おって御決裁の上は、別添案により・・・宛て通知することとしてよろしいか、併せて伺います」となります。



『額の確定』というのは、部長は具体的にどういった判断をするものなのでしょうか？



『額の確定』は、最終的に交付すべき補助金等の額に変更を加えるべきか否かを判断し、これを確定する精算手続行為です。

- i) 交付決定を変更しない単純確定
- ii) 交付決定の一部の取消し（減額確定）

があります。額の確定による増額はできません。

なお、確認書は補助事業の『完了検査』ですから、上記①と事業が年度内に完了したことを「確認」し作成します。このため、「〇〇事業については、事業が適正に実施され、完了したことを確認しました」との内容になります。

 年度末は、他の業務もあるので、忙しくなりそうですね。正確に、そして効率よく事務を行うことができるように、もっと経験を積んでおこうと思います。

 だいぶ詳しくなってきたので、『額の確定』における実務的な課題についても触れておきますね。

額の確定の起案に添付する確認書の日付が、3月31日であることを不思議に思うかもしれませんが、これは、支出する補助金の会計年度が自治法施行令第143条第1項第4号で「補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と定められているためなのです。

「当該行為の履行があった日」とは「履行確認の日」で、「履行確認の日」とは、補助事業者が自分で行った確認（検査）の日でなく、県が確認（検査）を行った日のため、今年度の補助金は、今年度中（3月31日まで）に確認（検査）が行われないと、今年度予算での支出ができなくなるのです。

 実績報告は4月10日が提出期限なので、実績報告が出る前に完了確認をすることに違和感がありますが、これは財務会計上のルールなので、それに従うということでしょうか。

 そうですね。この場合における確認（検査）は、一般的に、履行の事実の確認で足りると解されています。翌年度に入って早々に、実績報告の提出を受け、額の確定をする…という流れになります。

⑤補助事業は誰のため？

 県の補助金は契約ですし、相手の都合で補助事業ができなくなったらどうするのでしょうか？

 補助金は、補助事業者がその事業を行うことが『公益のため』になるために交付するわけなので、補助事業を適正に履行させることが原則です。例えば耐震化工事を行う事業者への補助金は、事業者自身の経済的負担も軽くしますが、耐震化を進める（という公益の）ためです。

個々の事業者へ交付する物価高騰の補助金も、当該事業者の受けた物価高騰の影響を緩和し、事業（医療や介護等）を適切・円滑に実施してもらうことが、ひいてはそのサービスを受ける多くの県民に資する（という公益の）ためです。

もちろん、個々の事業者の事情により履行が難しくなることはあるでしょう。しかし、補助金等交付規則に『状況報告』（第10条）や『遂行命令』（第11条）があるのは、公益を実現するために補助事業を履行させることが原則となっているためなのです。

 最初に教えていただいた「県民・事業者に、県が『望ましい』と思う方向を選んでもらう」を思い出しました。

県が望ましいと思う方向は、県民にとって何らかの利益になることで、そのために行おうとした「補助事業」が遂行されないと、県民の利益につながらないということですよね。

 そうです。ただ、当然「事業」ですから、事情により継続できなくなることはあり得ます。補助事業では、実施をやめることは「補助事業の廃止」といいます。



補助事業の廃止については、補助金等交付規則に定めがあり、交付決定に「補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること」との条件を付すこととされています。補助事業者が自分の判断だけで事業をやめることはできず、廃止承認の申請を行い、県が承認の可否を判断することになります。

なお、補助事業では、「中止」は「廃止」と異なり、事業の中断（再開前提）と理解してください。



補助事業を遂行できないのであれば、交付決定を取り消すことも考えたほうがいいのでしょうか？



そう考えるのもわかりますが、交付決定の取消しができるのは、補助金等交付規則第17条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当した場合だけです。



千葉県補助金等交付規則

（決定の取消し）

第17条 知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（略）に規定する暴力団員（略）又は（略）暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者であることが判明したとき。

2～4 略



交付決定の取消しは、補助事業者に不正や義務違反があった場合に行うもので、補助事業者が、頑張っていたけれどやむを得ない事情で事業の継続ができなくなったような場合は、廃止による手続を行うことになりますね。



さらに一步前へ！

イレギュラーが起こった場合でも（むしろ、そのときこそ）、きちんとした対応や判断ができていないといけません。

補助事業の廃止と交付決定の取消し（負担付贈与契約の解除）では手続も大きく異なることに留意してください。

- ① 補助事業の廃止申請→廃止承認→実績報告→額の確定
…既に交付している補助金があった場合には、補助金等交付規則第18条第2項の規定により返還
- ② 同規則第17条第1項の規定により交付決定取消し
…既に交付している補助金があった場合には、同規則第18条第1項の規定により返還（同規則第19条第1項の規定により、受領から返還までの日数分加算金の納付が義務付けられます）

⑥まとめにかえて



詳しく教えていただきありがとうございます！
補助金の目的や法的根拠など、事務の根幹部分を学べました。

県の課題解決のために補助金事務があること、規則に基づいてしっかりと手続をしなければならぬことなどを意識することができました。県の課題解決に向けたアクションができる、やりがいがある仕事だと改めて思えました。



それは良かった。
先輩から引き継いだ仕事でも、単純に前例をなぞるのではなく、何のためにその事業をやっているのか、目的を考えることで事業の方向性が見えてきます。

法的根拠はなかなか難しい部分もあるので、また分からないことがあれば聞いてくださいね。県をより良くするために、引き続き一緒に頑張りましょう。

